

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)助成事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、私立の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等が負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合において、授業料以外の教育に必要な経費を支援することで、高等学校等及び高等学校等専攻科における教育にかかる経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、静岡県が実施する私立高等学校等奨学給付金(家計急変)助成事業の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。当該事業に係る私立高等学校等奨学給付金(家計急変)(以下「給付金」という。)の交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、(1)から(9)に定めるところによる。

- (1) 授業料以外の教育に必要な経費 教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等に充当する経費をいい、本給付金はこれらの経費以外の目的に使用してはならない。
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)をいう。
- (3) 高等学校等専攻科 「高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の取扱いについて」の決定について(令和6年4月1日付け5文科初第2372号)に規定する高等学校等専攻科(ただし、特別支援学校の専攻科を除く。)をいう。
- (4) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者(特別支援学校の高等部の受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)第3条に規定する補助の対象者(以下「学び直しへの支援対象者」という。)及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)第3条に規定する補助の対象者(以下「専攻科支援対象者」という。)と認められる者をいう。
- (5) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項並びに同法施行規則(平成22年文科科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高等学校等専攻科に通う生徒については、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。
- (6) 家計急変 保護者等が負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することができない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になることをいう。ただし、自己都合退職や定年退職等による離職は、家計急変の事由としない。

- (7) 年間収入見込額 本給付金の申請書を提出する保護者等の直近3か月分(申請月を除く)の平均収入月額に12を乗じた額とする。ただし、当該見込額には、退職手当金、失業手当金等の収入は含めないものとする。
- (8) 住民税非課税相当世帯の所得水準 下記表の世帯構成区分に応じた年間収入見込額とする。ただし、保護者等の一方が、控除対象配偶者でない場合は、保護者等のそれぞれが扶養人数に対する年間収入見込額未満でなければならない。

世帯構成人数(扶養人数)	年間収入見込額
控除対象配偶者でない保護者等(扶養人数0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※本表に該当しない場合は、個別に確認する。

- (9) 基準日 原則支給を受けようとする年度の7月1日をいう。ただし、7月2日以降に家計急変した場合については、申請のあった月の翌月(申請日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日をいう。

第3 対象者

給付金の対象となる者は、基準日において高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

- (1) 基準日において静岡県内に住所を有すること。
- (2) 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した高校生等の保護者等であること。
- (3) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等の保護者等にあっては、当該高校生等について見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されていないこと。
- (4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。
 - ア 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税相当世帯の所得水準の世帯(イに規定する世帯を除く。)
 - イ 家計急変により年間収入見込額が住民税非課税相当世帯の所得水準の世帯で、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等が属するもの(アに規定する世帯を除く。)

第4 給付金の支給額

高校生等一人当たりの給付金の年額は、基準日現在における世帯の区分、高等学校等の種類及び課程等に応じ、(1)及び(2)で算定された額とする。

(1) 年額単価

世帯の区分	高等学校等の種類及び課程等		
	私立の通信制及び 高等学校等専攻科以外	私立の通信制	私立の高等学校等専攻科
第3(4)アに規定する世帯	142,600円	52,100円	52,100円
第3(4)イに規定する世帯	152,000円		

(2) 支給額については、申請時期に応じ下記のとおり支給する。

申請時期	支援額
保護者等が支給を受けようとする年度の7月末日までに申請した場合	(1)の単価表で定める各世帯区分の年額支給額
保護者等が支給を受けようとする年度の8月以降に申請した場合	(1)で定める各世帯の区分の年額支給額に家計急変の支援対象月数(申請のあった月の翌月以降の月数)に応じて算定した額 ※端数が生じた場合は、百円未満は切捨てとする。

2 着用が義務づけられている制服が被災等により喪失・毀損した場合であって、再度、購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り(1)及び(2)により算出された額に次の表に定める金額を加算することができる。なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等が「制服の再購入に係る誓約書兼証明書」(別紙様式1)により確認する。

区分	金額
制服の再購入に係る加算	81,000円

第5 給付金の申請

給付金の支給を受けようとする保護者等は、次に掲げる書類を、別に定める日までに、高校生等が在学している高等学校等及び高等学校等専攻科を経て、知事に提出するものとする。なお、静岡県外に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等は、直接知事に提出することができる。

(1) 静岡県内に設置されている高等学校等及び高等学校等専攻科に在学している高校生等のいる保護者等

ア 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式第1号)

イ 家計が急変した旨の申立書(様式第2号)

ウ 保護者等全員の家計急変事由を証明する別に定める根拠書類

エ 第3(4)イに規定する世帯については、当該世帯に扶養されている高等学校等に
通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている子がいる
ことを証明する書類(扶養誓約書(様式第3号))。なお、通信制及び高等学校等
専攻科に通う高校生等の世帯は除く。

- オ 高校生等の親権者等であることを証明する書類
 - カ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - キ 給付金受領に係る委任状（様式第6号）
 - ク 第4の2に規定する制服の購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書（別紙様式1）及び罹災証明書等
 - ケ その他知事が必要と認める書類
- (2) (1)以外の高校生等のいる保護者等
- ア 静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書
 - イ 家計が急変した旨の申立書
 - ウ 保護者等全員の家計急変事由を証明する別に定める根拠書類
 - エ 第3(4)イに規定する世帯については、当該世帯に扶養されている高等学校等に通う高校生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている子がいることを証明する書類(扶養誓約書)。なお、通信制及び高等学校等専攻科に通う高校生等の世帯は除く。
- オ 口座振込依頼書（様式第5号）及び振込先口座通帳の写し又は給付金受領に係る委任状
 - カ 在学等証明書（様式第4号）
 - キ 高校生等の親権者等であることを証明する書類
 - ク 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認できる書類
 - ケ 第4の2に規定する制服の購入に係る加算を適用する場合、制服の再購入に係る誓約書兼証明書及び罹災証明書等
 - コ その他知事が必要と認める書類
- 2 高校生等が、同時に二以上の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等及び高等学校等専攻科の課程について申請できるものとする。

第6 支給の決定

知事は第5の規定による申請に基づき支給の可否を決定し、その結果については高等学校等及び高等学校等専攻科を経て保護者等へ通知するものとする。ただし、直接知事へ申請した者については高等学校等及び高等学校等専攻科又は保護者等のいずれかに通知することができるものとする。

第7 支給の方法

- (1) 支給の回数は、他の都道府県での支給を含めて、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制又は通信制の高等学校等に在学する高校生等は4回。専攻科支援対象者は2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回））を上限とする。ただし、学び直しへの支援対象者と認められる者については、追加で1回（定時制又は通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付できるものとする。
- (2) 支給は、次のいずれかの方法により行う。
 - ア 保護者等の預貯金口座等への振込
 - イ 保護者等が高等学校等及び高等学校等専攻科に給付金の受領を委任したとき

は、当該高等学校等及び高等学校等専攻科の設置者の預貯金口座等への振込

第8 支給の決定の取消し等

- (1) 知事は、保護者等が事実誤認又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、原則在学する高等学校等及び高等学校等専攻科を通じて、保護者等に通知するものとする。
- (2) (1)により支給の決定の取消しを受けた者で、既に給付金を支給されている場合は、知事が別に指示する方法により指定された期限までに当該給付金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

第9 加算金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者に対して、その返還を求められた給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を求められた給付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を求めることができる。

第10 延滞金

知事は、第8の規定により支給の決定の取消しを受けた者が納付期限までに給付金及び第9の規定により納付を求めた加算金を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、納付金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度に適用する。

附 則

この改正は、令和3年2月24日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

静岡県知事 氏 名 様

静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)受給申請書

裏面あり

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな				申請日	年 月 日
申請者(保護者等)氏名					
高校生等との関係(いずれかに○を記入)	親権者・主たる生計維持者・未成年後見人・未成年後見人である里親 生徒本人・その他()				
申請者現住所等	〒 -				
	(自宅電話)			(携帯電話)	
	(e-mail)				

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

【確認事項】下記の事項について確認の上、申請者(保護者等)が署名(自署)をしてください。

- ・この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- ・この申請書に虚偽の記載があった場合は、静岡県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・私は静岡県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- ・この申請書の提出にあたり、静岡県が高等学校等就学支援金の認定状況、世帯状況、生活保護の受給状況、課税状況等について、関係機関から情報提供を受けることを同意します。
- ・この申請書を提出後、受給認定前に、家計急変事由が改善される等、年収見込額に変更があった場合は、遅滞なく申出ます。

※記入もれ注意

申請者
(※自署)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の家計急変事由について】

家計急変した主たる事由(様式第2号申立書に詳細を記入してください)	自己の責めによらない <input type="checkbox"/> (A) 負傷、疾病による離職又は休職 <input type="checkbox"/> (B) 解雇等による失業 <input type="checkbox"/> (C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業 <input type="checkbox"/> (D) 破産等 <input type="checkbox"/> (E) その他()			
家計急変事由に該当した主な保護者等の氏名	生徒との続柄	世帯構成人数	正規・非正規の別	勤続期間
勤務先名	勤務先住所		〒 -	TEL: () -
家計急変事由に該当した主な保護者等の収入状況	家計急変前の収入状況 ① 万円	家計急変後の収入状況(見込) ② 万円	収入減少額 ③-② 万円	

【必須項目】確認の上、チェック(☑)

【対象となる高校生等の生活保護(生業扶助)の受給状況【基準日現在】】

私の世帯は、基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は、受給していません。

【対象となる高校生等について】

ふりがな				生年月日	昭和 年 月 日
氏名				平成 年 月 日	
学校設置者名(学校法人名等)			入学年月	年 月	
学校名			学 年	年	
学校所在地	〒 -				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入の状況について】

いずれか該当する項目に
チェック(☑)

次の者の確認書類を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	<p>親権者(両親) 2名分 [又は、生徒の生計をその収入により維持している者(生計維持者) ※ 2名分] ※生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合</p>
②	<input type="checkbox"/>	<p>親権者 1名分</p> <p>・親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合はその者は除く。 ※ひとり親世帯の生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合を含む。</p> <p>どちらか一方に☑</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合 … 戸籍謄本等「ひとり親」であることの証明書類の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> それ以外 (DV、養育放棄、失踪等のやむを得ない家庭の事情により1名分の提出不能) … 上記の内容がわかる申立書の提出が必要です。 ※ 就学支援金の認定状況や家庭状況の確認のため、在学する学校に連絡する場合があります。
③	<input type="checkbox"/>	<p>未成年後見人 () 名分…未成年後見人であることを確認できる書類の提出が必要です。</p> <p>・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。</p>
④	<input type="checkbox"/>	<p>主たる生計維持者 1名分 [①~③以外で、生徒本人以外に主たる生計維持者が存在する場合] …扶養関係が分かる書類(扶養誓約書)の提出が必要です。</p>
⑤	<input type="checkbox"/>	<p>生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合等 …主たる生計維持者等がないことがわかる書類(扶養誓約書)の提出が必要です。</p>

該当者(多子世帯)のみ記入 **【扶養親族の状況について】**

扶養される子どもの氏名	対象生徒との続柄	生年月日 [15歳以上23歳未満(中学生除く)]	年齢	職業又は学校名(高校/大学等) 無職の場合は「無職」と記入	課程	今年度の給付金の申請の有無
該当者が複数いる場合は、いずれか1名	兄・弟 姉・妹	平成 年 月 日		(学年等:)	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

扶養・被扶養の関係は、健康保険法等における関係と同じ

・対象生徒(※)が通信制高校(又は、高等学校専攻科)に在学する場合は対象外。

※「対象生徒」とは、本申請の対象となる高校生等であり、「対象生徒との続柄」欄は、対象となる高校生等を基準に該当する続柄に○を付してください。

※県内校記入欄	休学・復学	<input type="checkbox"/> 基準日現在休学していない		<input type="checkbox"/> 月 日復学(基準日現在休学)	
	これまでの就学支援金の受給状況(該当欄に○)	所得制限(未申請)	加算なし		加算あり
		R 年度			
		R 年度			
在学等証明	対象生徒は、 基準日 現在本校に在学し、上記の内容に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 学校名 学校長氏名 印 ※基準日: 原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合は、申請のあった翌月(月の初日である場合は、申請のあった月)の1日				

※県記入欄	学校	通信制・専攻科以外・通信制・専攻科	認定区分	扶 助 全 通 信	支 給 額	~R.7月	円
	生業扶助	未受給・受給				R.8月~	円× 月/12月
	兄弟姉妹等	無・有					円

記入上の注意

【保護者等の家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 家計急変した主たる事由欄について、該当する項目にチェックをつけてください。

ハ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等(確認書類)を必ず提出してください。

ニ 勤務先名、勤務先住所、正規・非正規の別、勤続期間については、家計急変時の勤務先の状況について記入してください。

ホ 家計急変事由に該当した主な保護者等の収入状況欄については、以下のとおり記入してください。

③ 課税証明書等の家計急変前の収入を証明する書類に記載される収入額(個人事業主については所得金額)を記入してください。

⑩ 【給与所得者の場合】申請月を除く申請直近3か月分の平均収入額(給与明細等の支給額(社会保険料等控除前)から算出)から年間収入見込額を算出。

【個人事業主の場合】申請月を除く申請直近3か月分の平均所得金額から年間収入(所得)見込額を算出(※)。

※原則、公認会計士、税理士等による収入証明書を提出すること。

【対象となる高校生等について】の欄は、次により記入してください。

イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥中等教育学校(専攻科)」、「⑦高等専門学校(1～3学年)」、「⑧専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑨専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑩専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑫専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑬専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑭各種学校(外国人学校)」、「⑮各種学校(その他)」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次により記入してください。

イ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は④又は⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。

ロ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。

ハ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の確認書類を添付してください。

また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

[主たる生計維持者の確認書類の提出が必要となるケース]

(例) 両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合 等

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
- ・生徒に父母がいる場合
当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。ひとり親等の場合は父又は母のみ)
 - ・生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(ア)～(エ)に掲げる者である場合、当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
(ア) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
(イ) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
(ウ) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
(エ) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ ①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次により記入してください。

- 高等学校等に通う高校生等及び15歳以上(中学生は除く)23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類(扶養誓約書)を添付してください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県私立高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(令和5年5月10日こ支家第47号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部または全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日現在の内容を正しく記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

家計が急変した旨の申立書

【留意点】

- 「(A) 負傷、疾病による離職又は休職」の場合は、離職又は休職等以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び雇用保険被保険者離職票の写し(離職票1及び2)等の離職あったこと証明する書類又は、休職証明等の休職していることの証明書類の提出が必要となります。
- 「(B) 解雇等による失業」の場合は、雇用保険受給者証の第1面、第3面、第4面が必要であり、かつ、離職理由コードが次に掲げるものに限り、ます。「11(1A)」、「12(1B)」、「21(2A)」、「22(2B)」、「23(2C)」、「31(3A)」、「32(3B)」、「33(3C)」、「34(3D)」
- 「(C) 負傷、疾病による事業廃止又は休業」の場合は、事業廃止又は休業以後、90日以上就労が困難な場合に対象となります。また、医師による診断書及び個人事業主の開業・廃業等届出書等の事業廃止に関する証明書又は第三者が休業中であることを証明する書類の提出が必要となります。
- 「(D) 破産等」の場合は、破産手続開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(破産手続を行う中で裁判所が発行する受理票等)又は、特別清算開始の申立てを行っている状態であることを証明する書類(特別清算開始を行う中で裁判所が発行する受理票等)の提出が必要となります。
- 「(E) その他」の場合は、自己の責めによらない家計急変事由を証明する書類を学校又は県に相談の上、御準備ください。

下記の申立内容に相違ありません。

年 月 日: _____ 年 月 日 _____

住 所: _____

氏名(※自署): _____

【申立内容】

※家計急変に至った内容について、時系列で具体的に記載してください。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

扶養誓約書

私が、主として下記の者を扶養している(健康保険法等における扶養被扶養の関係と同等である)ことに相違がないことを誓約します。

扶養者 住 所		高校生等との関係	
氏 名	(※自署)	申請者(保護者等) との関係	
生年月日	年 月 日(歳)		

対象の高校生等		扶養者 との続柄	被扶養者氏名①		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名②		扶養者 との続柄	被扶養者氏名③		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	
被扶養者氏名④		扶養者 との続柄	被扶養者氏名⑤		扶養者 との続柄
生年月日	年 月 日(歳)		生年月日	年 月 日(歳)	

県 記 入 欄	高校生等との関係	取扱い区分
	親権者 ・ 主たる生計維持者 ・ 未成年後見人 未成年後見人である里親 ・ 生徒本人 その他 ()	第2子以降 主たる生計維持者 生徒本人

様式第4号

在学等証明書

下記の者は、基準日※現在、本校へ在学していることを証明します。

※ 基準日:原則支給を受けようとする年度の7月1日。ただし、7月2日以降に家計急変した場合については、申請のあった月の翌月(月の初日である場合は申請のあった月)の1日。

氏名	(ふりがな)
生年月日	平成 年 月 日生
在学年	第 学年
入学年月	年 月 日
学校の種類 課程・学科	
支援対象区分	<input type="checkbox"/> 就学支援金受給資格者 <input type="checkbox"/> 学び直し支援金対象者 <input type="checkbox"/> 専攻科支援対象者

【就学支援金等の受給状況(該当欄に○を付してください)】

区分	所得制限 (未申請)	加算なし	加算あり
令和 年度 (R. 7月～)			
令和 年度 (R. 7月～)			
令和 年度 (R. 7月～)			

※申請年度の欄は、未定の場合は、未記載で構いません。

【休学期間がある場合は、その期間を記入してください。】

年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

学校名
校長
氏名

印

【証明日についての留意点】

- ・ 申請者(保護者等)に申請日を確認の上、作成してください。
- ・ 申請者(保護者等)の申請の翌月1日以降の日付(申請が月の初日の場合は、申請月の1日以降の日付)にて作成してください。

口座振込依頼書
(兼委任状)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

[申請者(保護者等)]

住 所	
氏 名	(※自署)

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記へ口座振込によりお支払いください。(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限を下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名(該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預貯金種別(該当するものを○で囲む)	普通	当座
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

[口座名義人が申請者と異なる場合、以下の欄について記入してください。]

口座名義人住所	
口座名義人	※名義人署名(自署)

通帳コピー 貼付け欄 (のり等で貼付けてください。)

* 金融機関名、店舗名、預貯金種別、口座番号、口座名義人(カナ)が確認できるページのコピーを添付してください。

* 預金通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの上記の内容がわかる画面の写しでも差し支えありません。

* 金融機関によっては、表紙に必要事項の記載がないものがあるため注意してください。

(例) 静岡銀行の場合は、表紙及び見開き1ページ目をコピー

(例) ゆうちょ銀行の場合は、見開き1ページ目をコピー

(例)

記号〇〇〇〇〇 番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇
おなまえ 〇〇 〇〇 様
株式会社ゆうちょ銀行
店名 --- 店番 --- 預金種目普通預金 口座番号-----

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

委 任 状

私が支給を受ける静岡県私立高等学校等奨学給付金を学校徴収金等（教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等）に充てることについて、学校設置者に委任することを了承します。

申請者現住所 (保護者等)		申請者氏名	(※自署)
------------------	--	-------	--------------

静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給が決定された場合は、下記口座にお支払いください。

(静岡県私立高等学校等奨学給付金の受領の権限は、下記口座名義人に委任します。)

振込先金融機関名 (該当するものを○で囲む)	銀行 金庫 農協	支店 出張所 所
預貯金種別	普通 ・ 当座	
預貯金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 口座情報は学校に確認し記載すること。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

制服の再購入に係る誓約書兼証明書

申請者氏名	
-------	--

下記の者について、着用を義務付けられている制服が、年 月 日に発生した(災害名を記載)により喪失（毀損）したことを誓約します。

対象生徒氏名	
在学する学校の名称	
対象生徒との関係	

※罹災証明書等を添付すること。

【学校記入欄】
当校では生徒に制服の着用を義務付けており、今後の学校生活に支障が生じることから、上記の生徒については、再度の制服購入が必要であることを証明します。
年 月 日
学 校 名
学校長氏名
担当者名 _____
電話番号 _____
印